

ヨーロッパに流布した幕府の琉球領有宣言

目次

はじめに

- 1 幕府がオランダに通告
- 2 ヨーロッパで刊行
- 3 尖閣西方海域
- 4 日本型華夷秩序の虚構
- 5 タイワン鄭氏
- 6 日本はチャイナをだましたのか
- 7 江戸時代の領土とは何か



いしゐ のぞむ
(長崎純心大学准教授)

はじめに

これまで日本史の定説は、幕府が琉球および朝鮮と「通信」し、オランダおよび清と「通商」したと位置づける。四者ともに日本の外に位置し、通信は現代の政府間外交に、通商は現代の非政府通商に擬せられる。しかしその分類法が不確かであることは誰もが感じ得る。なぜなら薩摩藩は慶長 14 (1609) 年に琉球を併合し、それ以後は海禁・教禁を八重山諸島まで施行しつつ統治したことが膨大な史料で明らかであり、論ずるまでもない。一方でオランダ・朝鮮・清を日本が統治したことは一度も無い。統治にもとづく日本の領土の内外の別として見れば、通信・通商の基準はあてはまらず、琉球は日本の内であり、オランダ・朝鮮・清は日本の外である。また、琉球・オランダ・朝鮮は使節を江戸城に派遣したので政府間外交に擬せられるが、清は使節を派遣せず、政府間外交はなかった。オランダ使節(出島商館長)は基本的に東インド・カンパニーが派遣し、オランダ王の親書は幕末 1844 年が最初にすぎないので、完

全には政府間外交に擬しにくい側面もある。

明・清は歴史上で琉球を一度も統治したことがない。琉球が明・清に歴年朝貢したのは、形式上で皇帝の統治下であるが、中身は統治でなく通商にすぎない。清に朝貢したのは琉球だけではなく、東南アジア諸邦および一時的にはオランダも朝貢した。これら諸邦を明・清が一度も統治しなかったことは明らかである。ただし明・清の周りの諸邦は全て統治されなかったわけではなく、内陸の諸邦は明・清と相互に討伐を繰り返し、しばしば明・清の半統治下となり、清では「藩部」と呼ばれ、「理藩院」の管轄となった。そして清の末には内陸の諸邦を「五族共和」と呼んだ。五族とはチベット・ウイグル・モンゴル・女真・漢を指す。これらの内に、琉球など海側から朝貢する諸邦は含まれなかった。琉球および東南アジアが清の統治外だったことは明らかである¹。

「通信・通商」の呼び名の別は、江戸時代後期に出現したもので、幕府がこれを明確化した時期については議論があるが、本稿では主題としない。本稿では上述の「御條目」第5則が、幕府統治の有無と一致する基準で、琉球を日本の内として、オランダ使節に歴年通告したことを論じる。

「御條目」について先行研究としては、清水紘一「参府蘭館長に伝達された南蛮に関する上意について」²および片桐一男『江戸のオランダ人、カピタンの江戸参府』³があるが、どちらも琉球を主題としたものではない。第5則の琉球を主題とした研究は、真栄平房昭「17世紀の東アジアにおける海賊問題と琉球」⁴がある。これについては後述する。

1 幕府がオランダに通告

西暦17世紀後期から、幕府は「御條目」全5則を江戸城もしくは長崎奉行所で毎年オランダ使節に通告する常例を創始した。その第5則では、琉球を領土としてオランダに宣布した。日本側では、『通航一覽』

第243巻(活字本は國書刊行會、大正元年)および、北の丸の公文書館デジタル公開中の『長崎御役所留』に記録がある。

最も早い「御條目」の年度は、『長崎御役所留』上巻で萬治元(1658)年、『通航一覽』で萬治2(1659)年とされる。この時の「御條目」は全3則にすぎず、第3則で「日本渡海の唐船、ばはん仕間敷事」と述べる。日本に渡航するチャイナ船に、海賊行為を働いてはならない意である。出島商館日誌でも毎年記載があるはずだが、本稿では逐一確認する時間がなかったため、手元にある西暦1661年4月10日の記載を引いておく。

figure 1

「refrain from molesting the Chinese junks which frequent the harbours, much less capture or damage them」

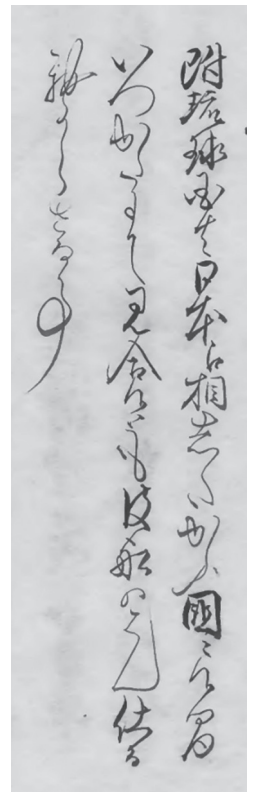
(頻繁に入港する支那ジャンクを邪魔せず、まして捕獲したり毀損することを避けよ。)⁵

ここでは現代英文を借りたが、もとの手書きオランダ文を確認する作業は必要である。

この全3則に初めて附則として琉球を追加するのは寛文13(1673)年3月である。『長崎御役所留』中巻および『通航一覽』に見える。『長崎御役所留』の記述は下の通り。

「附、琉球国は日本え相したがふ國に候間、いづかたにて見合候とも、彼船ばはん仕るねからざる事⁶。」(figure 1)

(琉球は日本の配下であるから、どこで出逢ってもその船に海賊行為をしてはならぬ)



『長崎御役所留』中冊、国立公文書館 181-0113。頁次なし。

1 いしみのぞむ「琉球王朝はなぜ中華思想にゆさぶられたのか」、『日本戦略研究フォーラム季報』66、3-7頁、平成27(2015)年10月。

2 清水紘一「参府蘭館長に伝達された南蛮に関する上意について」、『中央史学』20、123-146頁、平成9(1997)年3月。

3 片桐一男『江戸のオランダ人、カピタンの江戸参府』、中公新書、平成12(2000)年、93-98頁。

4 真栄平房昭「17世紀の東アジアにおける海賊問題と琉球」、『経済史研究』4、36-47頁、平成12(2000)年3月。

5 Institute for the History of European Expansion, *The Deshima dagregisters*, v.13, Leiden, 2010.

6 『長崎御役所留』中冊、国立公文書館 181-0113。

と。「ねからざる」(禰からさる)は「べからざる」の誤りか。『通航一覽』の活字本は「へからさる」に作る。

この附則を1658年第3則の唐船と較べると、琉球を日本の配下であるとするのが異なる。チャイナは日本の配下ではなく、琉球は日本の配下だと分けるのが目的である。また唐船は日本に渡航する場合だけに限定されるが、琉球船については海域を限定しない。唐船は外邦の船であるから、幕府の威令が及ぶのは限定的だが、琉球船は日本の船であるから世界のどの海域でも保護を要する。かりに海賊行為を禁止するだけの目的ならば、唐船琉球船を第3則にまとめて記載すれば足りるので、附則を立てたのは格別の意義がある。

これは日本を中心としてアジアを「夷」とする日本型華夷秩序ではない。素直に一方は日本の統治の内、一方は統治の外、と解すべきである。なぜなら確かに日本は琉球を統治し、チャイナを統治しなかったのだから、ありのままに解するのが基本となる。そもそも日本型華夷秩序なる流行語は、統治の有無から目をそらすために、上述の通信・通商・朝貢などの呼び名の形式だけを目立たせ、現代的に「秩序」と呼んだに過ぎない。

後にこの全3則は、第3則の添加語句を第4則として、追録の琉球を第5則として、全5則の「御條目」となった。出島オランダ商館長ケンペル(Kaempfer)が1692年に江戸に朝覲し、「御條目」全5則の書き取りをオランダにもたらし、現在ブリティッシュ・ライブラリーに保管される。上述の片桐氏著書にその紙影が掲載されて、我々は見ることができる。その第5則は下の通り。

「琉球の儀は日本お手下の儀に候付、琉球船奪取申間敷候事。」

(琉球は日本の配下なので、琉球船を奪ってはならない)

これは早期の記録なので、後にヨーロッパで流布する。

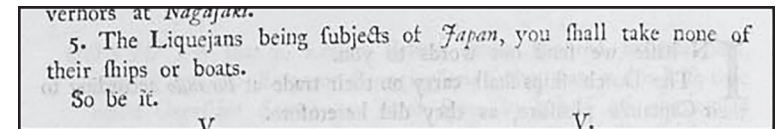
2 ヨーロッパで刊行

ケンペルは名著『日本誌』の中に、「御條目」(Godsiomoku)全5則の

内容を掲載し、18世紀から英語版 (figure 2)、ドイツ語版 (figure 3)、フランス語版 (figure 4)、オランダ語版 (figure 5) が刊行された。明治の坪井信良による日本語版の第5則は下の通り。

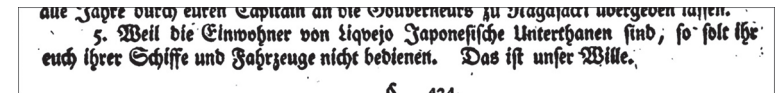
「琉球人ハ、日本ノ属民ナレバ、汝輩決シテ其船舶ヲ奪フコト勿レ。」⁷

figure 2



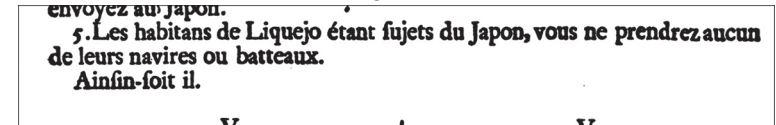
Engelbertus Kaempfer 『The History of Japan』1728年英語版第1冊、Book IV, Chapter X, 384頁。

figure 3



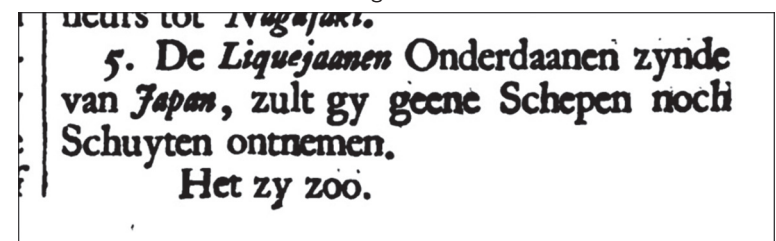
『Engelbrecht Kämpfers Beschreibung des Japonischen Reichs』、Johann Baptista Du Halde 編、Koppe 刊、1749年ドイツ語版、IV Theil, Cap.10, 336頁。

figure 4



Engelbert Kaempfer 『Histoire naturelle, civile et ecclésiastique de l'Empire du Japon』、P. Gosse & J. Neaulme 刊、1729年、フランス語版、Livre IV, Chapitre 10, 105頁。

figure 5



Engelbert Kaempfer 『De Beschryving van Japan』、P. Gosse en J. Neaulme, Balthasar Lakeman 刊、1729年オランダ語版、IV Boek, X Hoofdst, 273頁。

7 エンゲルベルト・ケンペル著、坪井信良訳、霞ヶ関出版、『検次爾日本誌』9、1573-1575頁、平成9 (1997) 年。